

市営住宅 入居者募集要項

(令和3年4月入居分)



津 山 市

申 込 期 間

令和3年1月4日（月）から令和3年1月29日（金）まで

ただし、祝日及び土・日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

※金曜日は、午後7時まで受付時間を延長します。（要事前連絡）

提 出 先

津山市山北520番地

一般財団法人 津山市都市整備公社

業務推進課 （津山市役所6階）

所定の申込書に必要書類を添付して、申込者本人又は入居される家族の方が持参してください。

※書類不備の場合は受付できませんので、書類を十分確認のうえ提出してください。

入居予定日

令和3年4月1日（木）

ただし、祝日及び土・日曜日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

※入居可否の決定は、入居予定日の30日前頃を予定しています。

1. 募集団地について

別紙「募集団地 住宅一覧表」をご覧ください。

2. 入居資格

「入居資格審査」の際に、次の①から⑦のすべての項目に該当していることが必要です。

- ① **津山市内に申込者本人の住所又は勤務先がある方**
住民票や勤務場所の在籍証明書でその事実を確認します。
 - ② **現に同居し又は同居しようとする親族がある方**
親族には、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方及び婚約者も含まれます。ただし、婚約中で申込みをされる方は、入居予定日から3か月以内に入籍される方に限ります。なお、婚約中で申込んだ後、婚約を解消したときは、申込みは無効となります。また、入居予定日から3か月経過しても婚姻しないときは、当該市営住宅を明け渡していただきます。
 - ③ **公営住宅法に基づいて算定した世帯の政令月収が158,000円以下であること**
ただし、高齢者、障害者等の世帯は、政令月収が214,000円以下であること
政令月収については、P. 5, P. 10をご参照ください。
 - ④ **現に住宅に困窮していることが明らかであること**
持ち家のある方又は公営住宅等の公的住宅に入居されている方は、原則として入居申込みはできません。
 - ⑤ **市(区)町村税の滞納がないこと**
 - ⑥ **連帯保証人がある方**
入居が決定し、入居手続きの際には、申込者と同等以上の収入があり、独立の生計を営み、かつ、確実な保証能力を有する連帯保証人1名が必要になります。
 - ⑦ **入居しようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと**
- ※ 丹後山団地3DKは3人世帯以上、同団地4DKは4人世帯以上であること
- ※ 高齢者向け住宅は、入居しようとする者に高齢者や障害者等が含まれていること

単身申込みの要件

単身で申込みをする場合には、前記①及び③から⑦までのすべてに該当し、かつ、次の「ア」から「ケ」のいずれかに該当することが必要です。

ただし、日常生活において常時介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができない、又は受けることが困難であると認められる場合は、入居することはできません。

ア 60歳以上の方（申込日現在）

- イ - 1 身体障害者手帳の交付を受け、障害の程度が1級から4級に該当する方
- 2 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 3 療育手帳の交付を受けている方

ウ 戦傷病者手帳の交付を受け、障害の程度が恩給法の特別項症から第6項症又は第1款症に該当する方

エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の規定により厚生労働大臣の認定を受けている方

オ 生活保護又は支援給付を受給中の方

カ 海外から引き揚げて5年未満の方

キ 国立ハンセン病療養所等に入所していた方

- ク - 1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV法」という。）の第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者
 - 2 DV法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立を行った者で、当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
- ※上記ク-1、ク-2ともDV法第28条の2において読み替えて準用する場合を含む。

- ケ - 1 犯罪等の被害により収入が減少し、生計維持が困難になったために現在居住している住宅に居住を継続することが困難になった者
- 2 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住を継続することが困難になった者

※ただし、上記のことが客観的に証明できることが必要です。

3. 申込みにあたっての留意事項

(1) 申込み

- ① 申込みは、1世帯あたり1通に限ります。1世帯で複数の申込書を提出した場合は、すべて無効となります。
- ② 「入居申込書」に必要事項の記入がない場合、受付ができないことがあります。
- ③ 「入居申込書」の提出後は、記載事項の変更はできません。
- ④ 「入居申込書」の提出後は、出生、死亡以外の理由による入居しようとする者の増減はできません。なお、出生や死亡による増減であっても、この増減により**2. ③**の収入基準に合致しなくなった場合、申込みは無効となります。
- ⑤ 「入居申込書」の受付後、住宅困窮度や収入状況等について実態調査を行います。調査の結果、「入居申込書」の記載及び添付書類に偽りや不正があった場合、申込みは無効となります。
- ⑥ 住宅は入居を希望する団地（間取り）単位での申込みとなります。申込み後の変更はできません。また、入居後は、健康上の理由等を除き、原則として、団地内及び他の団地への「住宅の変更」はできませんので、申込団地や間取り等について十分検討していただいた上、申込みを行ってください。
- ⑦ 提出書類は、辞退や不入居決定等の場合も返却はしません。

なお、多額の現金、預貯金、有価証券等の資産を保有されている方は、申込みをご遠慮ください。

(2) 入居者の決定など

- ① 公営住宅法及び津山市市営住宅条例に基づき、申込内容について資格審査（書類審査及び実態調査等）を行い、入居資格の有無を判定します。資格審査の結果、入居資格がないと判定された場合、入居することはできません。
- ② 入居希望団地（間取り）ごとの、入居資格を有する申込者の数が、募集戸数を超える場合は、住宅困窮度の高い方から順に入居者を決定し、入居できる方に入居決定通知を送付し、入居できない方には不入居決定通知を送付します。
- ③ 入居できない方のうち、住宅困窮度の高い方から順に若干名の補欠者を決定することがあります。補欠者には不入居決定通知にあわせて、その旨を通知し、入居決定者が辞退した場合等、入居が可能となったときに別途ご連絡します。ただし、補欠登録の有効期限は、当該募集時の入居予定日までです。
- ④ 災害等により住宅を滅失された方を、津山市市営住宅条例の規定により他の申込者に優先して入居させることがありますので、ご了承ください。

4. 政令月収について

【政令月収の計算の順序】

- ①収入の種類別に所得金額を計算する。
- ②入居しようとする者全員の所得金額を合算し、世帯全体の所得金額を計算する。
- ③世帯全体の所得金額から控除額を差し引き、12で割って政令月収額を算出する。

※具体的には、P. 10「政令月収額の計算方法」により計算してください。

ア 次のような収入は、「雑所得」として扱います。

国民（老齢）年金，厚生（老齢）年金，恩給，各種共済年金等

イ 次のような収入は、「所得」とはみなされません。

生活保護の各種扶助金，雇用保険及び労災保険の各種給付金，遺族年金及び障害年金，仕送り等

ウ 中途就職の方は，次の算式により，年間総収入額を推定してください。

$$\text{推定年間総収入額} = \frac{\text{総収入額} - \text{賞与分}}{\text{勤務月数}} \times 12\text{か月} + \text{賞与分}$$

エ 事業所得者で事業開始後1年未満の場合は，次の算式により年間所得額を推定してください。

$$\text{推定年間所得額} = \frac{\text{総収入額} - \text{必要経費}}{\text{事業を営んだ月数}} \times 12\text{か月}$$

5. 市営住宅家賃（使用料）について

市営住宅の家賃（使用料）は，入居者の収入や住宅の便益（規模・建設時からの経過年数等）に応じて，毎年度決定します。

$$\text{家賃} = \text{家賃算定基礎額} \times \text{規模係数} \times \text{立地係数} \times \text{経過年数係数} \times \text{利便性係数}$$

※入居者の収入（政令月収）によって，次に掲げる区分等に応じ，入居者の負担能力に見合った家賃を決定することとなります。

収入分位	政令月収額
第1位	0円～104,000円
第2位	104,001円～123,000円
第3位	123,001円～139,000円
第4位	139,001円～158,000円
第5位	158,001円～186,000円
第6位	186,001円～214,000円

※別紙「募集団地 住宅一覧表」の家賃は，収入分位第1位から第6位までの額です。

6. 申込みに必要な書類

申込みに、必ず提出していただく書類と、入居しようとする者の状況等によって必要となる書類があります。書類不備の場合は申込みを受け付けることができない場合がありますので、十分確認してください。

(1) 必ず必要な書類

① 市営住宅入居申込書

記載にあたっては、P. 11, P12の記入例を参照ください。

② 今年度（前年所得分）の所得証明書（発行後3か月以内のもの）

発行場所：市役所2階税制課、各支所・出張所地域振興課

なお、この証明は当該年1月1日の住所地の市区町村で発行されますので、同日に津山市外に居住していた方は、該当の市区町村にお問い合わせください。

※無職で収入のない方（退職者・退職予定者を含む）も必ず提出してください。

※18歳以上の入居しようとする者全員の所得証明書が必要です。

※18歳未満であっても、収入のある方は所得証明書が必要です。

③ 過去1年間の収入状況を証する書類

ア 給与所得者の方 給与証明書（申込書裏面又は別紙）

申込み月の前月から過去1年間の給与を勤務先で証明してもらってください。パート、アルバイト等で収入を得ている方や、勤務期間が1年未満の方も証明が必要です。勤務先が複数の場合は、すべての勤務先の証明が必要です。

イ 事業所得者の方 必要ありません

ウ 年金所得者の方 最新の年金の振込通知書の写し等

年金の振込通知書がない場合は、最新の金額が分かる書類の写しを提出してください。

※遺族年金、障害年金は所得とは見なされませんので振込通知書等は不要です。

④ 完納証明書（発行後3か月以内のもの）

発行場所：市役所2階税制課、各支所・出張所地域振興課

住民税の証明は当該年1月1日の住所地の市町村での発行となります。

⑤ 世帯全員が載った住民票の写し（発行後3か月以内のもの）

発行場所：市役所1階市民課、各支所・出張所地域振興課等

必ず「続柄と戸籍の表示がされたもの」で、「この写しは世帯全員の住民票の原本と相違ないことを証明する」と記載されていることが必要です。

※入居しようとする者が現在は世帯が異なる場合、それぞれの世帯全員が載った住民票の写しが必要です。

※世帯が異なる方が婚約者以外の場合、入居申込者との続柄を確認できる書類（戸籍謄本等）も必要です。

⑥ 入居しようとする者が暴力団員でないことの誓約書兼同意書

⑦ 住宅に困窮していることがあきらかであることが分かるもの

現に住宅に困っていることが証明又は確認できる書類を提出してください。住宅に困っていることを証明又は確認できない場合、資格審査で欠格となります。

	住宅困窮の現状	提出書類
1	住宅以外の施設等に居住	・外観や内部の様子が分かる写真等
2	保安上危険な住宅等に居住	・外観や内部の様子が分かる写真等
3	他世帯と同居	・間取りと各部屋の広さが分かるもの
4	衛生上等不適當	・同居者の人数、年齢及び続柄が分かるもの
5	同居すべき親族と別居	・その理由を記載した申述書
6	立ち退き要求	・立退き要求を受けていることが分かるもの
7	遠隔地勤務	・勤務先の住所及び現に勤務していることが分かるもの ・勤務先までの経路、距離及び所要時間が分かるもの
8	家賃過重	・月額家賃（共益費等を含む）が分かるもの
9	婚約中	・双方の親又は仲人の方が署名押印した婚約証明書
10	その他	・その理由を証明又は確認できるもの

(2) 入居しようとする者の状況等により必要となる書類

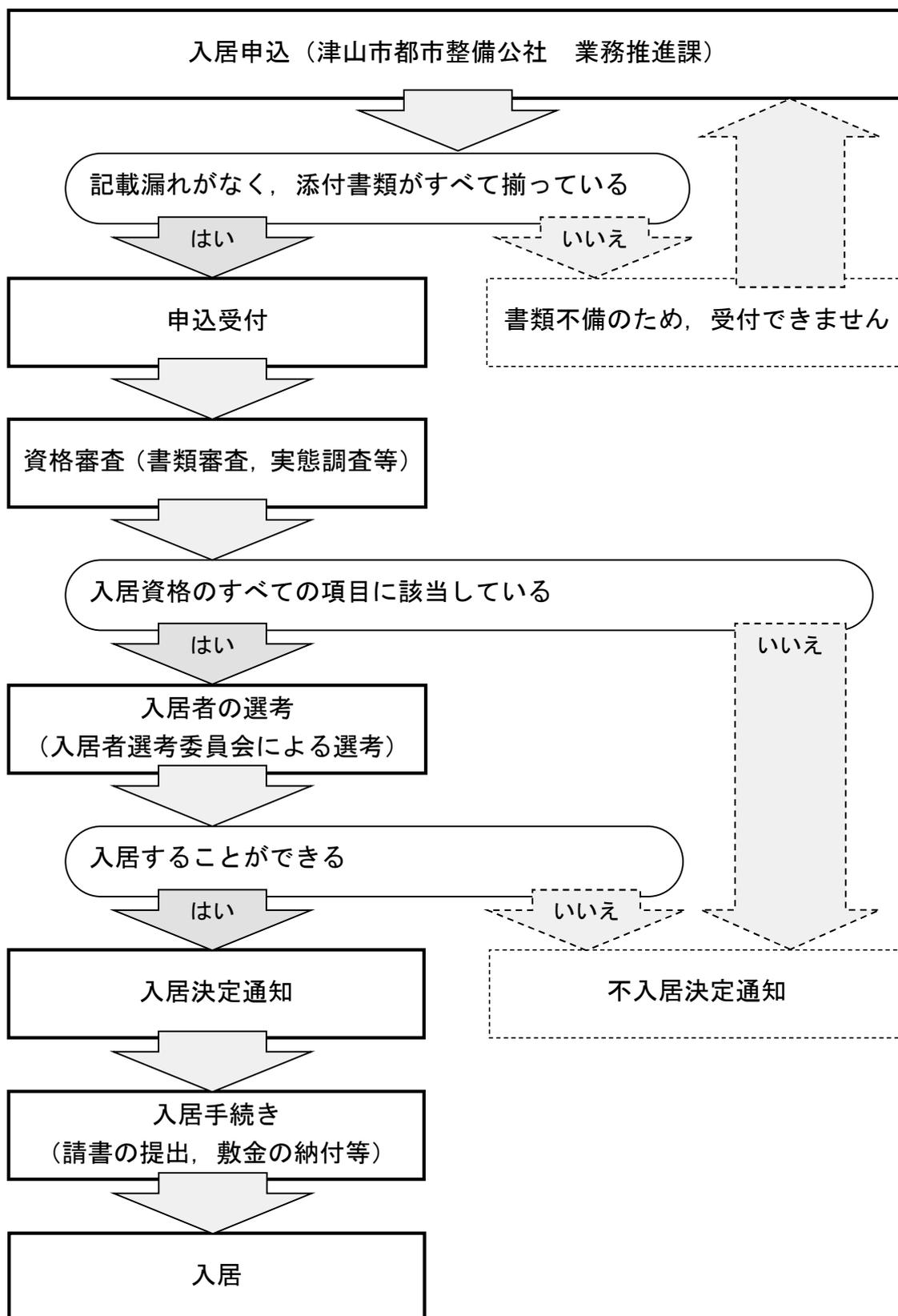
	入居しようとする者の状況等	提出書類
A	単身者	・単身入居の入居者資格認定のための申立書 ・身元引受人届出書
	高齢者（60歳以上）	・戸籍謄本（発行後3か月以内のもの）
	戦傷病者	・戦傷病者手帳の写し
	原子爆弾被爆者	・医療特別手帳証書の写し又は特別手当証書の写し
	引揚者	・県援護事務主管課長の証明
	ハンセン病療養所入所者等	・国立ハンセン病療養所等の長の証明
	DV被害者等 犯罪被害者	・証明書又は決定書の写し ・次の㉑又は㉒が証明又は確認できる書類 ㉑犯罪により収入が減少し生計維持が困難となったこと ㉒現在居住している住宅又は付近で犯罪等が行われたため当該住宅に居住することが困難となったこと
B	身体障害者等	・身体障害者手帳等の写し
C	生活保護受給者等	・生活保護（支援給付）受給証明書
D	ひとり親家庭	・戸籍謄本（発行後3か月以内のもの）
E	入居しないが、税法上扶養している親族等がいる場合	・その事実を証明又は確認できる書類（源泉徴収票や勤務先の証明等）
F	入居申込者が未成年の場合	・親権者等が署名押印した同意書
G	現在、借家に居住している場合	・契約書の写し等、家賃月額が分かるものの写し

※必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。

7. 入居時、入居後の注意事項等

- ① 入居手続きは、入居決定後、10日以内に行ってください。
- ② 敷金は、家賃の3か月分を入居手続き時に納入していただきます。
- ③ 家賃は、毎月末日までにその月分を納付していただきます。
- ④ 家賃とは別に、共益費（街灯や浄化槽の維持費その他の費用）や町内会費等が必要となる場合があります。
- ⑤ 入居する団地の自治会又はその団地が属する町内会に、入居する方の「氏名、部屋番号、世帯員数」等をお伝えします。
- ⑥ 団地の敷地内には、自動車の乗り入れを禁止します（ただし、駐車場を整備している団地は原則「1戸あたり1台」を指定区画に駐車可能です。2台目以降は入居者ご自身で団地外に確保してください。）。
- ⑦ 団地内では、犬・猫・鳥などの動物を飼うことはできません。
- ⑧ 畳・ふすま・その他の消耗品や電球・水道パッキン交換等の小修繕は、すべて「入居者負担の原則」に従い、入居者において修繕していただきます。
- ⑨ 入居後、団地内において他の居住者と円満な共同生活ができない場合は、退去していただくこととなります。
- ⑩ 次のいずれかに該当する場合は、住宅の明渡し及び損害賠償を請求することになります。
 - ・不正行為によって入居したとき
 - ・家賃を3か月以上滞納したとき
 - ・住宅を故意に損傷したとき
 - ・正当な理由によらないで15日以上住宅を使用しないとき
 - ・無断で住宅の模様替えや増築をしたとき
- ⑪ 翌年度の家賃算定の資料となる収入申告書を毎年度提出していただきます。

8. 入居申込みから入居までの主な流れ



基準所得額の計算方法

A 給与所得金額の計算方法

給与等の収入金額の合計額(α)	給与所得金額
～ 650,999 円	0 円
651,000 ～ 1,618,999 円	(α) - 650,000 円
1,619,000 ～ 1,619,999 円	969,000 円
1,620,000 ～ 1,621,999 円	970,000 円
1,622,000 ～ 1,623,999 円	972,000 円
1,624,000 ～ 1,627,999 円	974,000 円
1,628,000 ～ 1,799,999 円	(α) を4で割って千円未満切捨て × 4 × 60% 円
1,800,000 ～ 3,599,999 円	(α) を4で割って千円未満切捨て × 4 × 70% - 180,000 円
3,600,000 ～ 6,599,999 円	未滿切捨て × 4 × 80% - 540,000 円

(注) 端数処理の方法

- ① 収入金額が1,628,000円を超える場合は、収入金額を「4」で割って得た額の1,000円未満の端数を切り捨てる。
 - ② ①で得た額に「4」を掛けて「年間総収入金額」を得る。
- <参考> 収入が2,326,500円である場合の所得金額の計算
- ① 「4」で割る
2,326,500円 ÷ 4 = 581,625円
 - ② 1,000円未満を切り捨てる
581,000円
 - ③ 「4」を掛ける
581,000 × 4 = 2,324,000円
 - ④ 所得金額を計算する
2,324,000円 × 0.7 - 180,000円 = 1,446,800円

B 事業所得金額の計算方法

総収入金額 - 必要経費 = 事業所得の金額

(注) 勤務月数又は営業月数が12月に満たない場合は、P5の算式により、推定年間収入(所得)金額を計算してください。

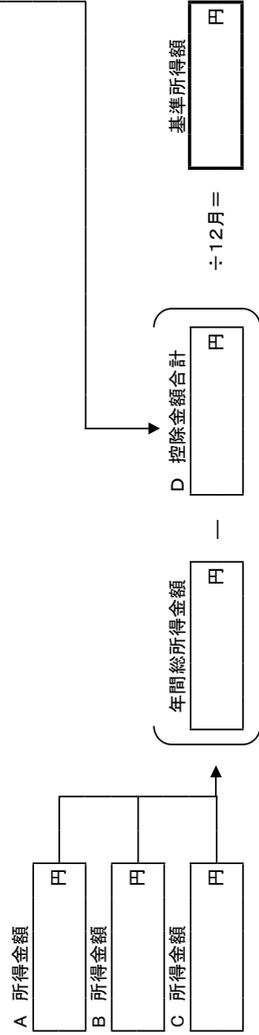
C 公的年金所得金額(雑所得)の計算方法

年齢	公的年金等の収入金額(β)	年金所得金額
65歳以上	～ 330万円未満	(β) - 120万円
	330万円以上 ～ 410万円未満	0.75(β) - 37.5万円
	410万円以上 ～ 770万円未満	0.85(β) - 78.5万円
65歳未満	～ 770万円以上	0.95(β) - 155.5万円
	～ 130万円未満	(β) - 70万円
	130万円以上 ～ 410万円未満	0.75(β) - 37.5万円
410万円以上 ～ 770万円未満	0.85(β) - 78.5万円	
770万円以上	0.95(β) - 155.5万円	

D 控除金額の計算

控除対象	範囲	控除額
①同居親族	申込住宅に同居しようとする人(申込者本人は含まない)	380,000円 × 人 = 円
②別居扶養親族	別居の控除対象配偶者又は扶養親族	
③老人扶養親族	扶養親族のうち年齢70歳以上の人	100,000円 × 人 = 円
④老人控除対象配偶者	控除対象配偶者のうち年齢70歳以上の人	
⑤特定扶養親族	扶養親族のうち年齢16歳以上23歳未満の人(※1)	250,000円 × 人 = 円
⑥一般障害者	申込者及び控除対象①②のうち、下記ア～オのいずれかに該当する人 ア 精神保健指定医などから中度・重度の知的障害者と判定された人 イ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人 ウ 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 エ 職傷病者手帳所持者で⑦特別障害者のオに該当しない人 オ 年齢65歳以上で障害の程度がア・ウと同程度であると福祉事務所の認定を受けている人	270,000円 × 人 = 円
⑦特別障害者	申込者及び控除対象①②のうち、下記ア～クのいずれかに該当する人 ア 心神喪失の状況にある人 イ 精神保健指定医などから重度の知的障害者と判定された人 ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 エ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 オ 職傷病者手帳の交付を受けている人で特別障害から第3項までの人 カ 床ずれを要し複雑な介護を要する人 キ 常に就床を要し複雑な介護を要する人 ク 年齢65歳以上で障害の程度がア・イ・エと同程度であると福祉事務所の認定を受けている人	400,000円 × 人 = 円
⑧寡婦	申込者及び控除対象①のうち、下記ア～ウのいずれかに該当する人 ア 夫と死別してから婚姻していない人や夫の生死が不明な人で合計所得金額が500万円以下の人 イ 夫と死別し又は離婚してから婚姻していない人や夫の生死が不明な人で扶養親族等がある人 ウ 婚姻によらずに母となつてから婚姻していない人で扶養親族等がある人	270,000円 × 人 = 円
⑨寡夫	申込者及び控除対象①のうち、下記ア・イのいずれかに該当する人 ア 妻と死別し又は離婚した後婚姻していない人や妻の生死が不明な人で、現に生計を一にする子(総所得金額等が38万円以下で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない者)を有し合計所得金額が500万円以下の人 イ 婚姻によらずに父となつてから婚姻していない人や、現に生計を一にする子(総所得金額等が38万円以下で他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない者)を有し合計所得金額等が500万円以下の人	所得金額が27万円未満の場合は当該所得金額

※1 所得税法上の特定扶養親族とは異なり、公営住宅上の取扱いによるものです。
※2 扶養親族等とは、扶養親族が所得金額が38万円以下の子(他の者の控除対象配偶者又は扶養親族でない者)です。



記入例(表面)

様式第1号(第2条関係)

市営住宅入居申込書

令和 元年 9月 9日

津山市長 谷口圭三 殿

入居希望住宅名	〇〇団地 2DK
---------	----------

申込者 氏名 **津山 一郎**

次のとおり市営住宅に入居したいので、津山市市営住宅条例第7条第1項の規定により申込みをします。
 なお、本書記載内容が事実と相違するときは、入居に係る一切の権利を放棄します。
 また、入居に係る資格について、津山市が関係機関に照会を行うことを同意します。
 (※欄は記入しないでください。)

申 込 者	現住所	郵便番号 708-0004 電話番号 0868-23-2111							
		津山市山北520 ハイツ岡山7号							
		引続き住んでいる期間 3 年 月							
	フリガナ	ツヤマ イチロウ							
	氏名	津山 一郎	(男)・女						
		生年月日	S42年 9月 12日						
	勤務先 又は 営業所	名称 (有)ツヤマ管理 所在地 津山市山下92 電話番号 0868-22-**** 内線 勤務又は営業年数 19 年 5 月							
入 居 し よ う と す る 者	続柄	氏名	生年月日	職 業	障害・特障・寡婦(夫)の有無	収入金額 (年収)	所得金額	現 況	
	本人	津山 一郎			無	2,000,000円	1,220,000円	/	
	妻	よし子	S42.4.6	無 職	"	0円	0円	同居・別居	
	子	太郎	H17.6.7	中学生	"	0円	0円	同居・別居	
									同居・別居
									同居・別居
入居しないが所得税法上扶養している親族	続柄	氏名	生年月日	障害・特障・寡婦(夫)の有無		備 考			
	父	津山 和夫	S8.3.3	無					

◎実態調査に必要なので必ず記入してください。

現在の住居の状況(口のあるものは該当の方に、印をしてください。)					
部屋数	畳数	炊事場 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 共用 <input type="checkbox"/> 無	水道 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	便所 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 単独 <input type="checkbox"/> 共用 <input type="checkbox"/> 無	押入又は物置 <input type="checkbox"/> 有 大きさ <input checked="" type="checkbox"/> 無
4	22.5				

所得金額の合計	諸控除該当欄	公営住宅法でいう収入月収
※	扶養者数 () 名 × 円 老人扶養親族等 () 名 × 円 特定扶養親族等 () 名 × 円 障害者 () 名 × 円 特別障害者 () 名 × 円 寡婦(夫) () 名 × 円	÷12月 円
円-	控除合計	円

記入例(裏面)

該当する事項に○をつけ、必要事項を記入し、又は該当の書類を提出してください。			確 認	
住宅 困窮 の 現 況	1	住宅以外の施設又は場所に居住している。	倉庫 事務所 その他()	※
	2	保安上危険又は衛生上有害な住宅に居住している。	老朽住宅 仮設住宅 その他()	※
	3	他の世帯と同居して生活し著しく不便である。	借賃・間借・下宿・持家・寮 その他()	※
	4	現在の間取りと世帯員の関係から衛生上又は風教上不適当な状態である。		
	5	同居しようとする親族があるが別居して生活している。	別居先	※
	6	正当な立退き請求を受けているが立退先がない。	立退要求を受けていることを証明する書類	※
	7	勤務場所から著しく遠隔地に居住している。	片道距離 km 所要時間 時間 分	※
	8	毎月の収入と比較して現在の家賃は著しく過重である。	家賃 60,000 円 家主氏名 岡山 桃子	※
	9	婚約中であるが住宅がないため結婚ができない。	婚約中であることを証明する書類(下記)	※
	10	その他(災害・不良住宅の撤去・DV被害者・犯罪被害者等)	理由を証明する書類	※

◆ 申込み月の前月から過去1年間の総支給額(税込み総支給額)(単位:円)

給 与 証 明 書 (給 与 所 得 者)	次の者は、当所に勤務し、次のとおり給与等を支給したことを証明します。							
	令和元年9月5日							
	給与支給者		所在地 津山市山下92					
			名称及び (有)ツヤマ管理					
			代表者氏名 代表取締役 美作 忠					
	氏名 津山 一郎		採用年月日 H11年 4月 1日					
	支給年月	H30.9	H30.10	H30.11	H30.12	H31.1	H31.2	扶養家族 3 人
	給 与	150,000	140,000	140,000	160,000	150,000	160,000	
	賞 与 等			100,000				
	支給年月	H31.3	H31.4	R1.5	R1.6	R1.7	R1.8	総支給額
給 与	150,000	150,000	150,000	140,000	150,000	160,000	2,000,000	
賞 与 等				100,000				

現住所の付近見取図
(目標となるところをわかりやすく。)

現住所
↓

△△銀行

○×通り

スーパーA

間取り図

4.5畳	玄関	台所	便所	風呂
	6畳	6畳	6畳	

◆ 申込み月の前月から過去1年間分(単位:円)

収 入 証 明 書 (事 業 所 得 者)	私の所得は、下記のとおり相違ありません。							
	所在地							
	氏 名							
	収入月日							扶養家族 人
	総収入額							
	必要経費							
	所得額							人
	収入月日							総所得額
	総収入額							
	必要経費							
所得額								

◎ 入居しようとする親族に収入のある者がいる場合には、上記証明書と同様に、別の用紙に証明を受けてください。

婚 約 証 明 書	この申込みに係る者は、婚約中であり、 年 月 日に結婚する予定ですが、結婚後の住宅に困窮していることを証明します。		
	年 月 日		
	申込者の親(又は仲人)	住 所	
		氏 名	(印)
		電話番号	
	申込者の親(又は仲人)	住 所	
	氏 名	(印)	
	電話番号		

市営住宅に関するお問い合わせ先

津山市山北520

一般財団法人 津山市都市整備公社業務推進課（津山市役所6階）

TEL 0868-32-2127（直通）

毎週 月～金曜日（祝日を除く） 8:30～17:15

※ 金曜日は、19:00まで受付可能（要事前連絡）

別紙 募集团地 住宅一覧表

団地名 (所在地)	間取り	部屋 番号	管 理 開始年	構 造	家賃 (円) ※R2年度	風呂 設備	便所	駐車場
院庄 (院庄 803-1)	2 K	4 1	S 41	簡易耐火 平家建	2,600~ 5,100	×	汲取	×
		7 2	S 41	簡易耐火 平家建		×	汲取	×
	2 DK	1 1 7	S 44	簡易耐火 2階建	7,600~ 15,000	×	汲取	×
野介代 (野介代 605-2)	2 K	2	S 48	簡易耐火 平家建	4,900~ 9,600	×	汲取	○
		1 4 2	S 48	簡易耐火 平家建		×	汲取	○
	2 DK	1 3	S 47	簡易耐火 2階建	8,300~ 17,000	×	汲取	○
		3 0	S 45	簡易耐火 2階建		×	汲取	○
高野山西 (高野山西 432-1)	3 DK	6 6	S 53	簡易耐火 2階建	14,000~ 27,400	×	汲取	○
丹後山 (林田 928)	3 DK	D 3 0 1 (3階)	H1	R C造 3階建	20,800~ 40,900	○	水洗	○
	2 DK (高)	G 3	H1	木造 平家建	13,700~ 27,000	○	水洗	○
八千代 (南方中 1500)	2 LDK	A 0 5 (1階)	H17	木造 2階建	21,100~ 41,400	○	水洗	○
	3 DK	3 7	H11	木造 2階建	19,200~ 37,700	○	水洗	○
朝吉 (上村 216-1)	3 DK	9 7	S 54	簡易耐火 2階建	11,800~ 23,100	×	汲取	○
日本原 (新野東 1833-4)	3 K	1 1	S 46	簡易耐火 平家建	3,300~ 6,500	×	汲取	×
小中原 (加茂町小中原 53-1)	2 K	A 3	H10	木造 平家建	11,500~ 22,600	○	水洗	○

【注意事項】

- (1) 入居希望住宅は入居を希望する団地（間取り）単位での申込みとなります。申込み後の変更はできません。また、入居後は、健康上の理由等を除き、原則として、団地内及び他の団地への「住宅の変更」はできませんので、申込団地等について十分検討していただいた上、申込みを行ってください。
- (2) 「間取り」欄に「(高)」の表示のある住宅は、高齢者向けです。入居しようとする者に高齢者や障害者等が含まれない場合、入居の対象となりません。
- (3) 「風呂設備」欄の表示については次のとおりです。
 - ① 「○」は、浴槽及び給湯設備が設置されている住宅です。
 - ② 「×」は、浴槽及び給湯設備が設置されていないため、入居される方の負担で設置してください。
- (4) 「駐車場」欄の表示については次のとおりです。
 - ① 「○」は、「1戸あたり1台分」の駐車場を整備している団地です。
 - ② 「×」は、駐車場を整備していない団地のため、駐車場を必要とする入居者は団地外に確保してください。
※「○」の団地でも2台目以降は入居者自身で団地外に確保してください。
- (5) 家賃は、現在の金額を参考に記載しています。入居しようとする者全員の収入等により、毎年度決定します。